

# ○那覇市青少年問題協議会設置条例

昭和56年4月1日

条例第16号

改正 平成12年11月15日条例第50号

平成26年3月27日条例第12号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)第1条の規定に基づき、那覇市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務及び意見の具申)

第2条 協議会の所掌事務及び意見の具申については、法第2条に規定するところによる。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 国及び県の青少年関係機関及び施設の職員

(2) 青少年関係団体の構成員

(3) 学識経験者

(4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長がともに事故があるとき又は欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 協議会に専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(関係者の出席)

第8条 協議会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項中「

|                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| 那覇市中心身障害児適正就学指導審議会 | 特殊教育を要する心身障害児の判定等に関すること |
| 那覇市青少年健全育成協議会      | 青少年の指導育成等に関すること         |

」を「

|                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| 那覇市中心身障害児適正就学指導審議会 | 特殊教育を要する心身障害児の判定等に関すること |
|--------------------|-------------------------|

」に改める。

付 則(平成12年11月15日条例第50号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成26年3月27日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に委員である者は、この条例の施行の日、この条例による改正後の第3条第2項の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、平成28年3月31日までとする。